

各位.

会 社 名 パーク24株式会社

代表者名 代表取締役社長 西川 光一

(コード: 4666、東証第一部)

問合せ先 取締役専務執行役員経営企画本部長

佐々木 賢一

(TEL: 03-6747-8120)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、本制度)の導入を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、対象取締役)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、支給を実施する際には株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本日公表の2021年10月期(2020年11月1日~2021年10月31日)連結業績の通り、感染症拡大による影響を全サービスで大きく受けており、2期連続で経常赤字を計上するなど厳しい経営環境にあることに鑑み、取締役会においては本制度の導入のみを行い、対象取締役に対する2021年10月期の報酬として譲渡制限付株式を支給しないことを決議しましたので、2022年1月27日開催予定の第37回定時株主総会においては本制度に関する議案は付議いたしません。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の答申を経て取締役会において決定いたします。本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①対象取締役は、「退任・退職」までの間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本制度においては、対象取締役に対して当社企業価値の中長期的な向上を目指すインセンティブを与えることを目的として、評価指標(KPI)を①連結経常利益、②ROIC(投下資本利益率)*1、③ESG指標*2の3指標として評価を算定することとしています。

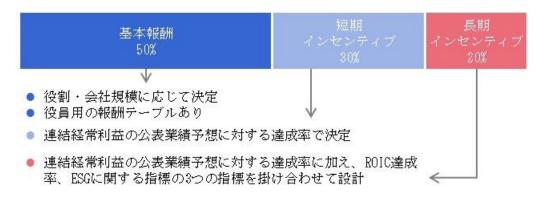
なお、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。ただし、対象取締役に対するものと同様の理由から、現時点では制度の導入のみを行い、2021 年 10 月期の報酬としての譲渡制限付株式は支給しない予定です。

- ※1 ROIC (投下資本利益率) は以下の算定式に基づき算出します。税引き後営業利益÷[(有利子負債)+(株主資本)]
- ※2 サステナビリティ委員会で検討の上、取締役会で決定した項目

くご参考>

対象取締役の報酬制度のイメージは以下のとおりです。

※ 報酬形態の構成比率は役割に応じて異なり、中央値の割合を示しています。



なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、その報酬は基本報酬のみとなります。

以上